

## 堺市市税条例施行規則の一部を改正する規則

堺市市税条例施行規則（平成12年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「証ひょうの収集」を「電磁的記録提供命令」に改める。

第5条第3項第4号の表以外の部分中「とき。」を「とき」に改め、「左欄に掲げる」の次に「前年の」を加え、同号の表中「合計所得金額」を「前年の合計所得金額」に、「10分5」を「10分の5」に、「超える」を「超え10,000,000円以下である」に改め、同条第6項中「割合」を「額」に改める。

第24条第31号中「改修実演芸術公演施設に係る固定資産税等の減額に関する申告書」を「改修特別特定建築物に係る固定資産税及び都市計画税の減額に関する申告書」に改める。

様式第1号の2中「又は差押え」を「、差押え又は電磁的記録提供命令」に改める。

様式第31号を次のように改める。

（次のよう 別記）

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項及び様式第1号の2の改正規定は、令和9年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市市税条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、この規則による改正後の堺市市税条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第31号

改修特別特定建築物に係る固定資産税及び都市計画税の減額に関する申告書

年 月 日

堺市長 殿

納税義務者 住所(所在地) \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

①家屋の所在	堺市		
②家屋番号		③種類	
④構造		⑤床面積	m <sup>2</sup>
⑥家屋の用途の別			
⑦家屋の建築年月日		年 月 日	
⑧家屋の登記年月日		年 月 日	
⑨利便性等向上改修工事が完了した年月日		年 月 日	
⑩利便性等向上改修工事に要した費用			円
備考			

注意

- 1 次に掲げる書類を必ず添付してください。
  - (1) 既存建築物バリアフリー改修事業に係る補助金確定通知書の写し  
 ※改修工事が複数年度にわたる場合、全ての年度の補助金確定通知書の写しが必要
  - (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する建築物移動等円滑化基準又は建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類
- 2 利便性等向上改修工事完了後3か月以内にこの申告書を提出してください。提出が遅れたことにやむを得ない理由があるときは、備考欄にその旨を記載してください。